

夫がサラリーマンから  
自営業に転職した時に、  
それまでの厚生年金制度  
内では保険料の支払いを  
免除されていた妻が、国  
民年金への加入手続きを  
忘れたために、保険料未  
納のまま何年も経過、年  
金給付を受けられない可  
能性が出ている状況をど  
う「救済」するか否か。  
このことが今、政治問題  
化している。

原則では、保険料未納

## 正直者がばかを見る

東京大教授 伊藤 隆敏



なのだから、年金給付は  
受けられない。しかし、  
旧社会保険庁が国民年金  
への切り替えの必要性を  
周知徹底していなかった  
という罪の意識や、年金

給付を受  
けられな  
くなる人  
が出るの  
はかわい  
い

そうとの感情論もあり、  
救済方法が検討されてき  
た。ところが「過去2年  
分の保険料を払えば、10  
年分払ったとみなす」と  
の救済案が明らかにな  
り、「10年分払った正直

者がばかを見る」との猛  
烈な反対が起きている。

「2年分の保険料を納  
めて2年分払ったことに  
する」、あるいは「10年  
分の保険料を納めて10年  
分払ったことにする」の

は、保険料後払いという  
問題を抱えつつも、救済  
理由に同意するなら、納  
得の範囲であろう。しか  
し、「2年分で10年分の  
権利」では、まじめに保  
険料を払い続けている人  
が怒るのは当然だ。  
では、なぜ10年分の後  
払いができないのか。そ  
れは、そのような措置を

認めれば、「未納にして  
おいて、定年近くなって、  
健康に退職できそうなら  
ばまとめて払おう」とい  
う「後払い」の誘惑が生  
じるからである。そのた  
め後払いは2年を限度と  
している。

救済策を広く納得して  
もらうには、「1回限り  
の措置ということをはっ  
きりさせ、例外として10  
年後払いで、10年分の権  
利を発生させる。ただし、  
再発防止の措置を講ず  
る」必要がある。救済な  
らば何でも許されるわけ  
ではない。